

令和 8 ～10 年度
こうべ動物共生センター管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

神戸市健康局環境衛生課

第1 案件名称

令和8～10年度こうべ動物共生センター管理運営業務委託

第2 業務内容に関する事項

1 事業目的と概要

本市では、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下、「動物愛護管理法」という。）の目的である、人と動物の共生できる社会の実現を図るため、犬猫の引取り業務等の動物管理事業に加え、犬猫の譲渡事業や犬のしつけ方教室の開催等の動物愛護事業を実施している。

加えて、平成29年4月には議員提案条例「神戸市人と猫との共生に関する条例」が施行され、猫の殺処分や生活環境被害の低減を図るため、野良猫の不妊去勢手術や地域猫活動（※）の推進にも力を入れている。

これらの背景から、令和3年度に北区しあわせの村内に「こうべ動物共生センター（以下、「共生センター」という。）」を整備し、公募型プロポーザルにより選定された事業者へ委託することにより、動物愛護（動物を大切にかわいがる）の考え方をさらに発展させ、「人と動物との共生」の推進として、社会における人と動物とのかかわりに関する啓発・学習の場としての活用を目指し、「犬猫の譲渡（いのちをつなぐ）」「動物とのふれあい（いのちにふれる）」「動物とのつきあい方（いのちを学ぶ）」を主要なテーマとする各種事業を実施している。

引続き共生センターを有効に機能させるため、共生センターを管理・運営する事業者について公募を行う。

※地域猫活動

地域の理解のもとで、野良猫の不妊去勢手術を行い、地域住民などの有志により、適正給餌・給水・ふん尿の管理など、その野良猫の管理を地域でルールを決めて適正に行う活動（「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」より）

2 業務内容

共生センターにおける、下記の業務

- （1）施設の管理業務（犬猫飼養施設は含まない）
 - （2）各種事業（「人と動物との共生」を推進するための啓発プログラム等）の企画・運営業務
- （詳細は別紙「仕様書」のとおり）

3 契約上限額

金72,900千円（24,300千円/年度）

※ 消費税及び地方消費税を含む。

※ 但し、本公募は、令和 8 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や業務費を変更、又はこの公募に基づく契約を締結しないことがある。

4 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日（水曜）から令和 11 年 3 月 31 日（土曜）まで

5 業務履行場所

こうべ動物共生センター

〒651-1106 神戸市北区しあわせの村 1 番 21 号 しあわせの村内

（別紙 1「しあわせの村地図」及び別紙 2「こうべ動物共生センター概要図」のとおり）

6 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、別紙「仕様書」に記載する市が負担する経費を除き、契約金額に含まれるものとし、契約金以外の費用を負担しない。

7 市から提供する設備及び機械器具

別紙 3「こうべ動物共生センター設備、機械器具一覧」のとおり

第 3 契約に関する事項

1 契約の方法

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

2 委託料の支払い

毎年度当初に（令和 8 年度については契約締結後速やかに）受託者からの請求に基づき、概算払する。

受託者は、毎年度、検査終了後に速やかに仕様書に定める実績報告に基づき委託料を精算し、残金が生じた場合は直ちに市に返還しなければならない。

3 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の

100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

4 その他

- (1) 委託候補者となった者が、契約の手続きを行わないときは、当該契約に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を委託候補者として選定するものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第 4 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当する法人であることとする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑に処せられている者がいる法人ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 項の規定に該当しないものであること。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (9) プロポーザルの参加申請日時点で、動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 8 号に該当しないこと。
- (10) プロポーザルの参加申請日を起点として、過去 5 年以内に、国又は地方公共団体と連携し、動物愛護に関する啓発・教育業務について実施した実績があること。

- (11) 本業務の遂行に当たり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。

第5 事業者選定スケジュール

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年12月1日（月曜） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年12月15日（月曜）17時 |
| (3) 質問受付締切 | 令和7年12月22日（月曜）17時 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和7年12月26日（金曜） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年1月20日（火曜）17時 |
| (6) 選定委員会の開催 | 令和8年1月下旬頃 |
| (7) 選定結果通知 | 令和8年2月上旬頃 |
| (8) 現委託事業者からの引継
（選定事業者が現在の委託事業者と異なる場合） | 令和8年2月～3月 |
| (9) 契約締結・事業開始 | 令和8年4月1日（水曜） |

第6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年12月1日（月曜）から令和7年12月15日（月曜）17時まで
提出は郵送又は持参により、以下のとおりとする。

○持参の場合

神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

○郵送の場合

書留等受取記録が残る方法にて提出期間最終日の午後5時までに下記
「ウ 提出先」に必着

イ 提出書類（各1部、①③④⑤は全てA4版縦で印刷すること。）

- ①プロポーザル参加申込書兼資格審査申請書（様式第1号）
- ②法人登記簿謄本（提出日時点で発行日より3か月以内のもの）※写し不可
- ③組織概要及び事業実績（様式自由）
法人の沿革、事業実績
- ④参加資格確認書（様式第2号）
- ⑤業務実績調書（様式第3号）
過去5年以内に、国又は地方公共団体と連携し、動物愛護に関する啓発・教育業務について実施した実績

⑥税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

⑦市町村民税、固定資産税並びに事業所税の納税証明書（提出日時点で発行日より3か月以内のもの。写し可。主たる事務所の所在地において発行を受けること。）

⑧上記①、③～⑤を電子化したデータ（ファイル形式は Adobe Acrobat Reader、Microsoft Word2016、Excel2016 又は PowerPoint2016 で閲覧可能なものに限る。）を別途電子メールで提出すること。

メールの件名は「こうべ動物共生センター管理運営業務 参加資格申請」とし、提出期間最終日の午後5時までに下記「ウ 提出先」のメールアドレスに送信した上で、電話で到着確認を行うこと。

メールの件名は「こうべ動物共生センター管理運営業務 参加資格申請」とすること。

なお、提出データの総容量が10MBを超える場合は、ファイル転送サービス等を利用して提出すること。

ウ 提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市健康局環境衛生課（市役所1号館20階）

電話：078-322-5264

メール：doubutueisei@city.kobe.lg.jp

エ 参加資格決定通知

令和7年12月22日（月曜）までにプロポーザル参加申込書兼資格審査申請書（様式第1号）に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

（2）質問の受付

ア 受付期間

令和7年12月1日（月曜）から令和7年12月22日（月曜）17時まで

イ 提出方法

別紙「質問票」（様式第4号）に記載し、電子メールにて提出すること。

メールの件名は「こうべ動物共生センター管理運営業務 質問」とすること。

ウ 質問の提出先（メールアドレス）

doubutueisei@city.kobe.lg.jp

エ 回答の方法

回答は仕様書の追補とみなし、令和7年12月26日（金曜）に、参加資格申請を行った全ての事業者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答をプロポーザル参加申込書兼資格審査申請書（様式第1号）

に記載の電子メールアドレス宛てに送付する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書はA4版とし、「ア 企画提案書等作成要領」を参照のうえ、作成すること。

ア 企画提案書作成要領

企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

- ①運営に係る基本方針
- ②本業務にかかる実施体制
- ③本業務の実施内容（具体的に実施するプログラム等を提案すること）
- ④本業務の実施方法（各種啓発プログラムの実施方法のほか、施設の認知度向上や実施プログラムの周知等に関する広報の方法について提案すること）
- ⑤類似業務実績

イ 企画提案書作成に係る留意事項

- ①説明は、専門用語を多用せず、分かりやすさ、読みやすさに努めること。
※分かりにくい企画提案書は評価できないことがある。
- ②正本及び副本それぞれ作成するものとし、副本は、法人名及び法人名を推定させるロゴ等を一切記載しないこと。
※表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも一切記載しないものとする。
- ③正本及び副本はそれぞれ別ファイルとしてPDF化すること。

ウ 提出物

下記①から④をPDF化したもの（③については正本及び副本）を電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「こうべ動物共生センター管理運営業務 企画提案書」とすること。

なお、提出データの総容量が10MBを超える場合は、ファイル交換サービス等を利用して提出すること。

- ①企画提案提出書（様式第5号）
- ②組織概要及び事業実績（様式自由）
第6(1)イ③の様式に直近決算値等必要事項を追記すること。
- ③企画提案書（様式自由）
参考様式第1号に記載の項目ごとに記載すること。
- ④見積書（様式第6号）

エ 受付期間

令和7年12月1日（月曜）から令和8年1月20日（火曜）17時まで

オ 提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市健康局環境衛生課（市役所1号館20階）

電話：078-322-5264

メール：doubutueisei@city.kobe.lg.jp

第7 選定に関する事項

1 選定方法、審査基準

- (1) プロポーザル応募事業者は、「令和8年度こうべ動物共生センター管理運営業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書等の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、選定委員から質疑を受ける。
- (2) プレゼンテーションは、本業務を委託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、説明参加人数は、各事業者につき3名以内とする。
- (3) プレゼンテーションの時間は1事業者につき20分以内とし、選定委員からの質疑時間は10分程度とする。なお、提案が多数の場合は、プレゼンテーションの時間等をする場合がある。
- (4) プレゼンテーションに電子データ（ファイル形式はAdobe Acrobat Reader、Microsoft Word2016、Excel2016 又はPowerPoint2016 で閲覧可能なものに限る）を使用する場合は、令和8年1月20日（火曜）17時までに、当該データを電子メールにより第6（3）オの提出先まで提出すること。
電子メール送信後に到着確認の連絡を行うこととし、メールの件名は「こうべ動物共生センター管理運営業務 プレゼンテーション」とすること。
なお、提出データの総容量が10MBを超える場合は、データ交換サービス等を利用して提出すること。
- (5) プレゼンテーションに際しては、パーソナルコンピューター、プロジェクター、スクリーン及びポインターは、神戸市が用意する。なお、その他機材を必要とする場合は、市に事前に相談の上、事業者自ら用意すること。
- (6) 審査は、企画提案書等の内容及び企画提案審査会におけるプレゼンテーション並びに審査委員による質疑結果から、選定委員が別表の評価項目に基づき採点する。
- (7) 選定委員全員の評価点を合計し、最も高い得点を得た者を委託候補者に選定する。
- (8) 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、施設の事業運営に関する項目中、市指定事業の合計点が高い方とする。

- (9) 応募事業者が1事業者の場合は、審査項目による各選定委員の合計点の平均が基準点（90点）以上であれば、委託候補者に選定する。
- (10) 選定した候補者が辞退し、候補者がいなくなった場合は、次点の候補者を委託候補者とする。

2 失格事由

次にいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 選定委員に対し、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 委託候補者選定終了までの間に、他のプロポーザル応募事業者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正を行うこと。

3 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また市ホームページに掲載する。市ホームページには、選定した事業者名と総得点及び他の応募者の総得点を掲示する。

第8 その他

1 費用及び提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書の作成及び提出等並びにプレゼンテーションに関する費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・業者選定の用以外に応募事業者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替えは認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (7) 企画提案書等の提出後に、提案を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」

(様式第7号)を第6(3)オ 提出先宛て持参又は郵送にて提出すること。

(8) 提案書類及び委託業務の履行により作成された成果物の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 成果物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条にまでに規定する権利をいう。)を市に譲渡するものとする。

イ 市は必要に応じて成果物の改変を行うことができることとし、受託者は本業務の成果物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権等を侵害しないことを保証し、第三者から成果物について著作権侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。

2 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

3 その他

(1) プロポーザル応募事業者は、この実施要領を熟読し、遵守すること。

(2) プロポーザル応募事業者は、選定後、この実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(3) 企画提案内容は、受託者決定後、市との委託契約に向けた仕様書等の事前協議によって決定する。なお、より事業効果の高いものになるよう、提案内容の見直しを行う場合がある。

第9 問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市健康局環境衛生課(市役所1号館20階)

電話: 078-322-5264

メール: doubutueisei@city.kobe.lg.jp

第10 参考文献

(1) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号、最終改正: 令和2年環境省告示第53号)(URL)

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/guideline_r02.pdf

- (2) 神戸市人と猫との共生に関するガイドライン（平成 31 年 3 月神戸市人と猫との共生推進協議会作成、最終改正：令和 3 年 10 月）

(URL)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a84140/kenko/health/hygiene/animal/neko/guideline.html>

(別表)

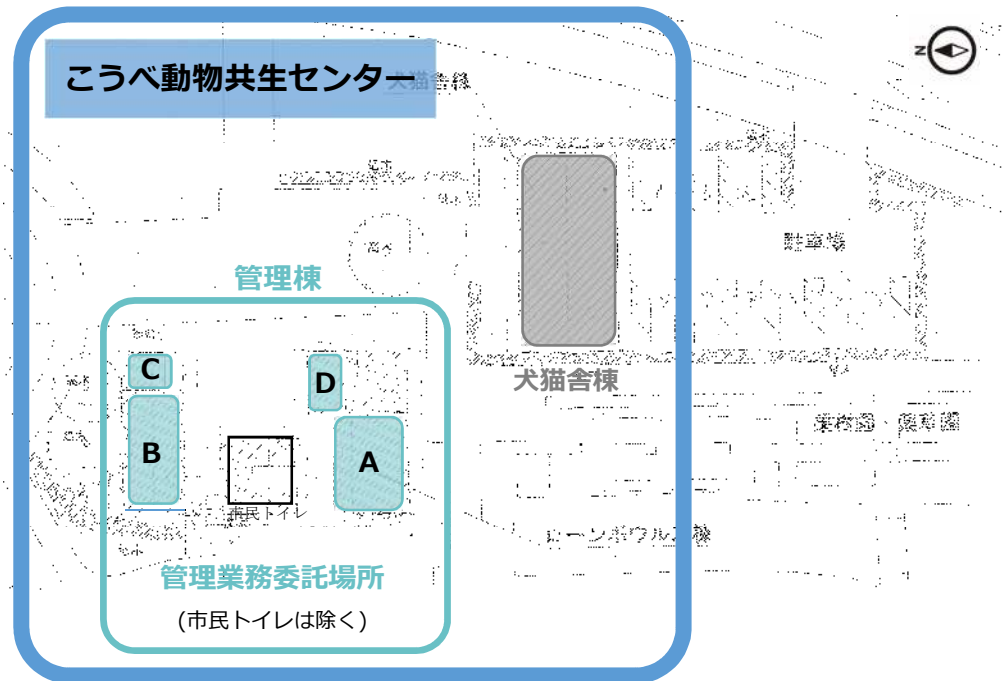
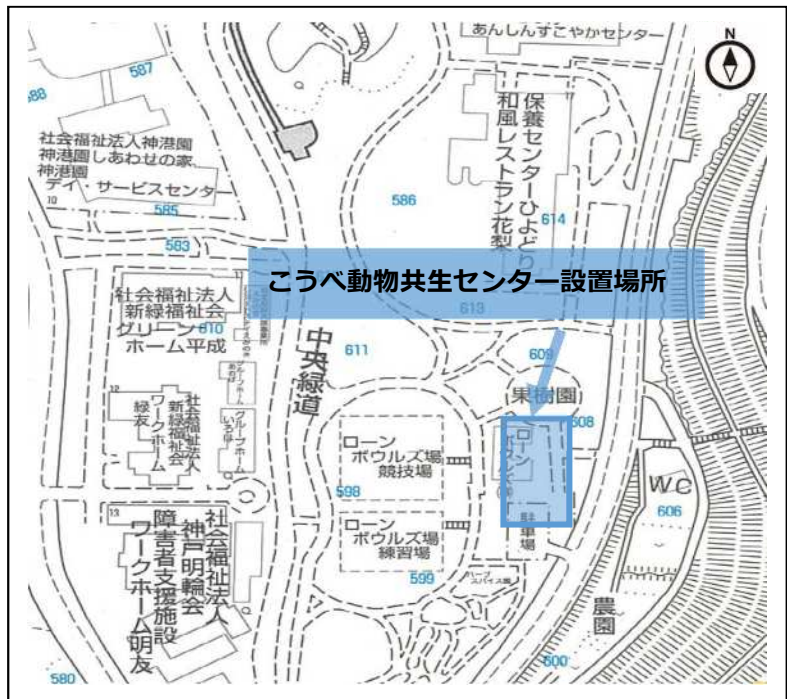
評価項目

評価項目	採点基準	配点
1 応募事業者に関する項目		45
① 組織体制	委託業務を適正にかつ継続して行う資質があるか	15
② 事業者の事業内容	事業者のこれまでの実績等が、本委託業務の実施にあたり有益であるか	15
③ 地域性	神戸市内に本社、本店又は主たる事務所があるか	15
2 施設の管理に関する項目		25
① 管理、運営体制	施設の管理を適切かつ円滑に実施できるか	20
② 障害者雇用	提案に実現可能性があり、かつ内容が十分か	5
3 施設の事業運営に関する項目		70
① 市指定事業（仕様書別記1～6）	本委託事業の目的や内容を十分理解したうえでの提案となっているか。 事業の実施に適切な人員及び管理体制を確保し、安全かつ円滑に事業を行える体制であるか。 事業の実施内容及び方法が適切かつ効果的か。	35
② 受託者企画事業（仕様書別記7）	本委託事業の目的や内容を十分理解したうえでの提案となっているか。 事業の実施に適切な人員及び管理体制を確保し、安全かつ円滑に事業を行える体制であるか。 事業の実施内容及び方法が適切かつ効果的か。	35
4 価格に関する項目		10
価格点	最低金額を10点とし、その他の見積額は、 $10 \times (\text{最低見積額} / \text{見積額})$ とする。 ※小数点第1位を四捨五入する。	10
合計		150

別紙1 しあわせの村地図



別紙2 こうべ動物共生センター概要図



棟	室	名称	面積 (㎡)	使用用途
管理棟	A	来所者窓口兼事務室	48.0	来所者窓口対応／委託業務に係る事務／委託業務従事者更衣、休憩
	B	ふれあい室	50.0	各種事業の実施（アニマルセラピー事業、動物共生教育事業等）
	C	市民相談室	10.5	各種事業の実施（犬猫飼育者支援事業等の個別相談等）
	D	多目的室	15.0	各種事業の実施
犬猫舎棟	犬猫舎		124.0	譲渡対象犬猫の飼養管理の実施 ※飼養管理は別事業者へ委託する。

別紙3 こうべ動物共生センター設備、機械器具一覧

施設名称	設備、機械器具一覧
来所者窓口兼事務室	業務従事者用机 業務従事者用椅子 書類保管用キャビネット 来所者等対応カウンター パーソナルコンピュータ（デスクトップ型） 2台 パーソナルコンピュータ（ラップトップ型） 1台 カラー複合機（コピー、プリンター、ファクス、スキャナー） 1台 固定電話 2台 更衣用ロッカー 清掃道具等委託業務に必要な物品
ふれあい室	折り畳み式机 折り畳み椅子（パイプ椅子キャリー含む） 備品等保管スペース用パーテーション プロジェクター 1台 スクリーン 1枚 清掃道具等委託業務に必要な物品
市民相談室	面談用机 面談用椅子 固定電話 1台
多目的室	折り畳み式机 折り畳み椅子 固定電話 1台